

過疎地域自立促進特別措置法の改正等の概要について

1 主な経緯

- 平成12年に制定された過疎地域自立促進特別措置法は、平成22年の法改正により法期限が平成28年3月末日まで延長され、さらに平成24年の法改正により平成33年3月末日まで再延長された。
- 平成22年の法改正の際、衆参総務委員会の決議等において、改正法施行後3年を目途として、平成22年の国勢調査の結果及び地方分権改革の進展状況等を勘案し、必要な措置を講ずることとされた。
- これを受け、会派間で現行法の見直しに向けた協議が重ねられた結果、以下を内容とする「過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律案」がとりまとめられ、委員長提案の議員立法として今国会に提出。
⇒ 衆議院は3月14日、参議院は3月26日にいずれも全会一致で可決、3月31日に公布、4月1日から施行。

2 概要

○ 平成22年国勢調査の結果に基づく過疎地域の要件の追加

- ・これまでの国勢調査の結果の反映手法を踏襲し、改正前の過疎地域の要件に加え、平成22年国勢調査の結果に基づく過疎地域の要件を追加(⇒22団体を過疎関係市町村に追加)

○ 過疎対策事業値の対象施設の追加

- ・市町村所有の貸工場及び貸事務所
- ・地域鉄道
 - ※ 新幹線、在来幹線、都市鉄道に該当する路線以外の鉄道路線。具体的には、省令で定める鉄道事業者等91社。
- ・一般廃棄物処理のための施設(し尿処理施設を含む。)
- ・火葬場
- ・障害者福祉施設
- ・公立小中学校の屋外運動場及びプール
- ・市町村立高等学校の校舎、屋内運動場、屋外運動場、プール、寄宿舎、教員住宅及び通学バス等
- ・市町村管理の都道府県道

○ 施行期日は平成26年4月1日

**過疎関係市町村について
(平成26年4月1日現在)**

〈今回の改正法による要件追加後の過疎関係市町村数〉

	過疎地域の 市町村数 (2条1項) ①	みなし過疎 市町村数 (33条1項) ②	一部過疎を有す る市町村数 (33条2項) ③	過疎関係 市町村数 ① + ② + ③
H25. 4. 1	581 (33.8%)	34 (2.0%)	160 (9.3%)	775 (45.1%)
H26. 4. 1	616 (35.8%)	30 (1.7%)	151 (8.8%)	797 (46.4%)

※()書きは、全国の市町村数(1719)に対する比率

〈H26.4.1 追加団体〉

	①現行非過疎団体で新たな過疎地域の要件に該当する団体	②現行一部過疎団体で新たな過疎地域の要件に該当する団体	③現みなし過疎団体で新たな過疎地域の要件に該当する団体
北海道	富良野市、新篠津村、余市町、美幌町、白老町、厚真町	函館市、釧路市	
青森県		五戸町	つがる市
岩手県		二戸市	
宮城県	気仙沼市、南三陸町		
秋田県	八郎潟町		
山形県	金山町		
福島県	平田村、小野町		
栃木県			那珂川町
群馬県		中之条町	
千葉県	勝浦市		
石川県	羽咋市		
岐阜県			揖斐川町
大阪府	千早赤阪村		
和歌山県	湯浅町、印南町		
岡山県		備前市	
広島県		府中市	
福岡県	香春町、赤村	みやま市	
長崎県	島原市		
宮崎県	都農町	日南市	
鹿児島県	枕崎市		指宿市
計	22団体	9団体	4団体

過疎対策事業債の概要

過疎対策事業債は、過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)により過疎地域に指定された市町村が、過疎地域自立促進市町村計画に基づいて行う事業の財源として特別に発行が認められた地方債である。

過疎対策事業債は、総務大臣が各都道府県に同意等予定額の通知を行い、各都道府県知事が市町村ごとに同意(許可)を行う。その元利償還金の70%は普通交付税の基準財政需要額に算入されることとなっている。

1 対象事業

産業振興施設等	○ 地場産業、観光、レクリエーションに関する事業を行う法人に対する出資 ○ 産業の振興を図るために必要な市町村道及び市町村が管理する都道府県道並びに農道、林道、漁港施設・港湾施設 ○ 地場産業の振興に資する施設 ○ 中小企業の育成又は企業の導入若しくは起業の促進のために市町村が個人又は法人その他の団体に使用させるための工場及び事務所 ○ 観光、レクリエーションに関する施設 ○ 農林漁業の経営の近代化のための施設 ○ 商店街振興のために必要な共同利用施設	厚生施設等	○ 下水処理のための施設 ○ 一般廃棄物処理のための施設 ○ 火葬場 ○ 消防施設 ○ 高齢者の保健又は福祉の向上又は増進を図るための施設 ○ 障害者又は障害児の福祉の増進を図るための施設 ○ 保育所、児童館 ○ 認定こども園 ○ 市町村保健センター及び母子健康センター ○ 診療施設 ○ 簡易水道施設
交通通信施設	○ 市町村道及び市町村が管理する都道府県道・橋りょう ○ 農林道 ○ 電気通信に関する施設 ○ 交通の便に供するための自動車、渡船施設 ○ 住民の交通手段の確保又は地域間交流のための鉄道施設及び鉄道車両並びに軌道施設及び軌道車両 ○ 除雪機械	教育文化施設	○ 市町村立の幼稚園 ○ 公立の小中学校の校舎、屋内運動場、屋外運動場、水泳プール、寄宿舎、教職員住宅、スクールバス・ボート、学校給食施設・設備 ○ 市町村立の高等学校の校舎、屋内運動場、屋外運動場、水泳プール、寄宿舎、教職員住宅、スクールバス・ボート ○ 図書館 ○ 公民館その他の集会施設 ○ 地域文化の振興等を図るための施設
過疎地域自立促進特別事業(いわゆるソフト対策事業)	○ 地域医療の確保、住民の日常的な移動のための交通手段の確保、集落の維持及び活性化その他の住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るため特別に地方債を財源として行うことが必要と認められる事業(基金の積立てを含む)		○ 自然エネルギーを利用するための施設 ○ 集落再編整備

※ 下線は、H26年の法令改正により追加された事業である。

2 地方債計画額

平成26年度 3,600億円

平成25年度 3,050億円(当初)、3,139億円(改定後)

過疎法による過疎対策について

I 過疎対策の経緯

- 1 昭和45年以来、四次にわたり議員立法として過疎法が制定。上水道・下水道、道路などの公共施設の整備などに一定の成果。
- 2 過疎地域は、引き続き人口減少と著しい高齢化に直面し、様々な問題を生じており、実効性ある対策を切れ目なく講じる必要から、平成22年に法の期限をH28年3月末日まで延長(6年間)。
- 3 さらに東日本大震災による過疎対策事業進捗の遅れ等を踏まえ、平成24年に法の期限をH33年3月末日まで再延長(5年間)。
- 4 平成22年法改正時の衆参両院総務委員会の決議等を踏まえ、平成26年に、過疎地域とみなす要件の追加等に係る法改正を実施。

II 過疎地域自立促進特別措置法(平成12年度～平成32年度)

人口の著しい減少に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講ずることにより、過疎地域の自立促進を図り、もって住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正及び美しく風格ある国土の形成に寄与することを目的とする。

III 過疎地域の要件

市町村毎に、「人口減少要件」及び「財政力要件」より判定。

人口減少要件：(例) S40～H22(45年間)の人口減少率33%以上。
財政力要件：(例) H22～H24の財政力指数0.49以下。

IV 過疎法に基づく施策

過疎対策事業債による支援 (H26計画額3,600億円(充当率100%、元利償還の7割を交付税措置))

- ・ H22改正過疎法により、H22年度から、ハード事業を拡充するとともに、「ソフト事業」も過疎債の対象とした。
- ・ H26改正過疎法により、H26年度から、ハード事業を拡充した。

①市町村所有の工場及び貸事務所、②地域鉄道、③一般廃棄物処理のための施設(し尿処理施設を含む。)、
④火葬場、⑤障害者福祉施設、⑥公立小中学校の屋外運動場及びプール、
⑦市町村立高等学校の校舎、屋内運動場、プール、寄宿舎、教員住宅及び通学バス等、
⑧市町村管理の県道

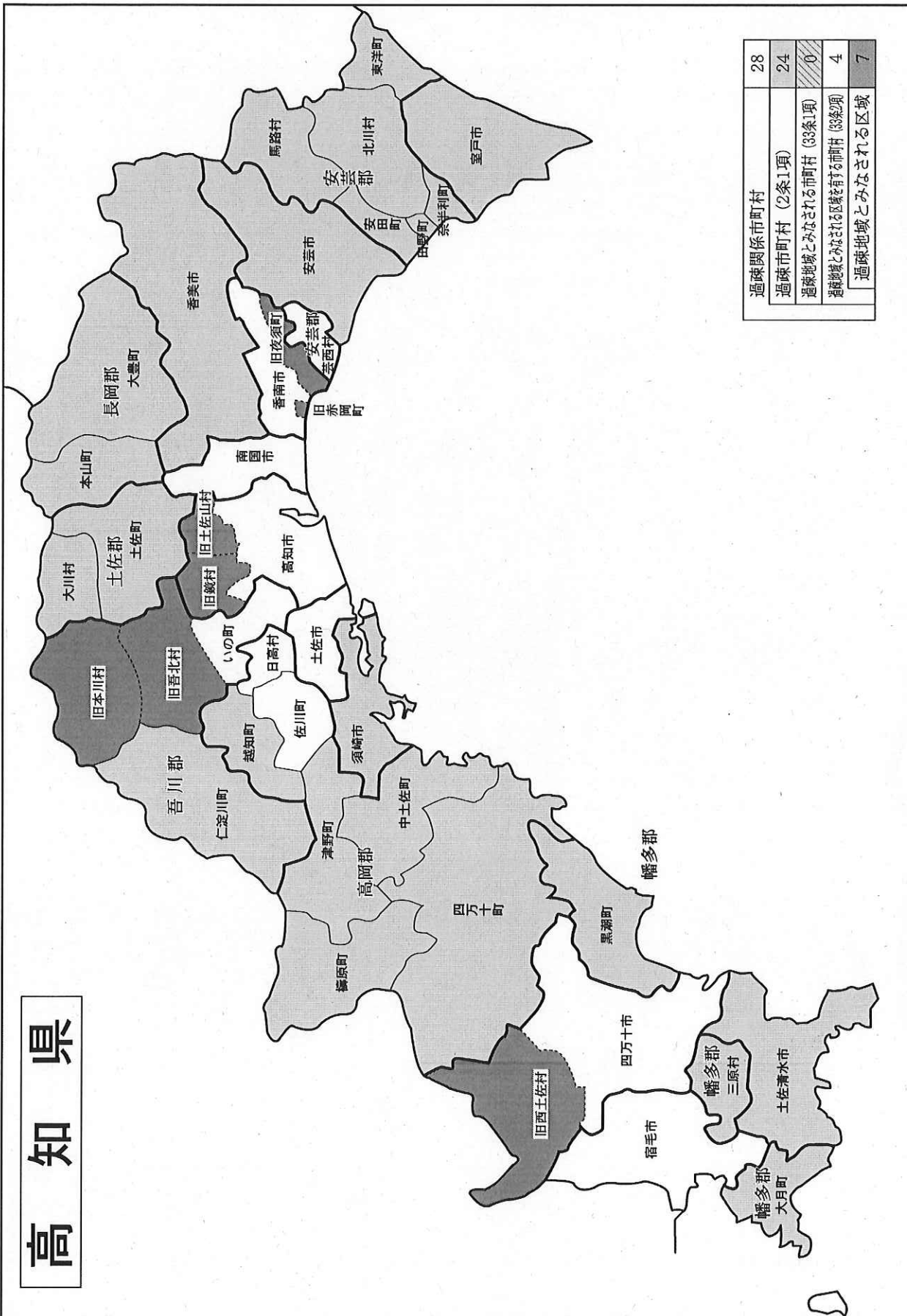
※その他の特別措置(①都道府県代行制度②国庫補助金(補助率のかさ上げ等)③金融措置④税制特例措置⑤地方税の課税免除等に伴う減収補てん措置)

【現在の過疎地域の状況】

	(過疎関係市町村)	(全国)	(過疎地域の割合)
関係市町村数(H26.4.1)	797	1,719	46.4 %
人口(平22国調:万人)	1,136	12,806	8.9 %
面積(平22国調:km ²)	221,911	377,950	58.7 %

①産業の振興 ②交通通信体系の整備 ③生活環境の整備
④高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進 ⑤医療の確保 ⑥教育の振興
⑦地域文化の振興等 ⑧集落の整備 ⑨その他(自然エネルギー、防災等)
※上記事業に係る基金積み立ても可能

高知県



過疎関係市町村	28
過疎市町村 (2条1項)	24
過疎地域とみなされる市町村 (33条1項)	0
過疎地域とみなされる区域を有する市町村 (33条2項)	4
過疎地域とみなされる区域	7